

# 電気自動車に対する充電サービス事業の位置付けについて

○電気自動車の普及にあたっては、家庭での充電に加えて、いわゆる「充電ステーション」の整備が重要であり、現在、公的支援や事業化に向けた取組などが行われている。

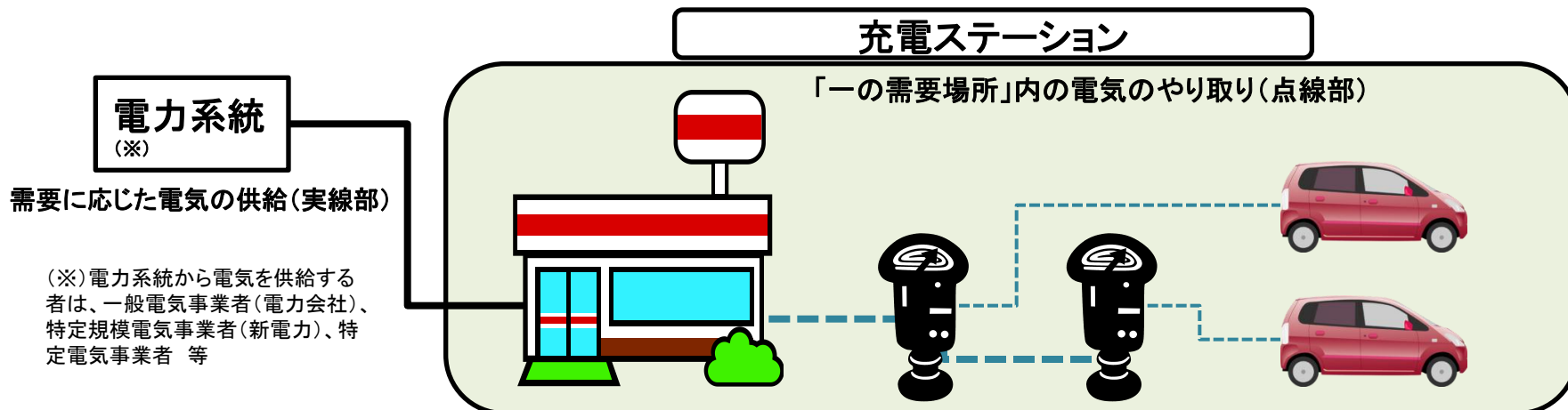
○ガソリンスタンドやコンビニエンスストアなどの敷地内で電気自動車への充電事業を行う場合については、電気事業法における事業規制の対象外と判断される。

※当該事業は、電気事業法における「一の需要場所」内における電気のやり取りであって、現行法の解釈に照らして「需要に応じた電気の供給」にあたらないと考えられることから、同法における事業規制の対象外と判断される。

○使用した電力量(kWh)に応じて充電料金を徴収する場合には計量法の規定による検定に合格したメーターを設置する必要があるが、例えば携帯電話充電サービスのように時間単位で販売するような場合には、メーターの設置は不要。

※なお、充電事業者が電気の需給契約者と異なる場合、充電事業者が需給契約者と個別に契約し、たとえば、別途メーターを設置すること等(メーターの設置は義務ではない)により対応は可能であり、その取引価格は電気事業法の料金規制の対象外となる。

## 【電気自動車に対する充電サービス事業のイメージ】



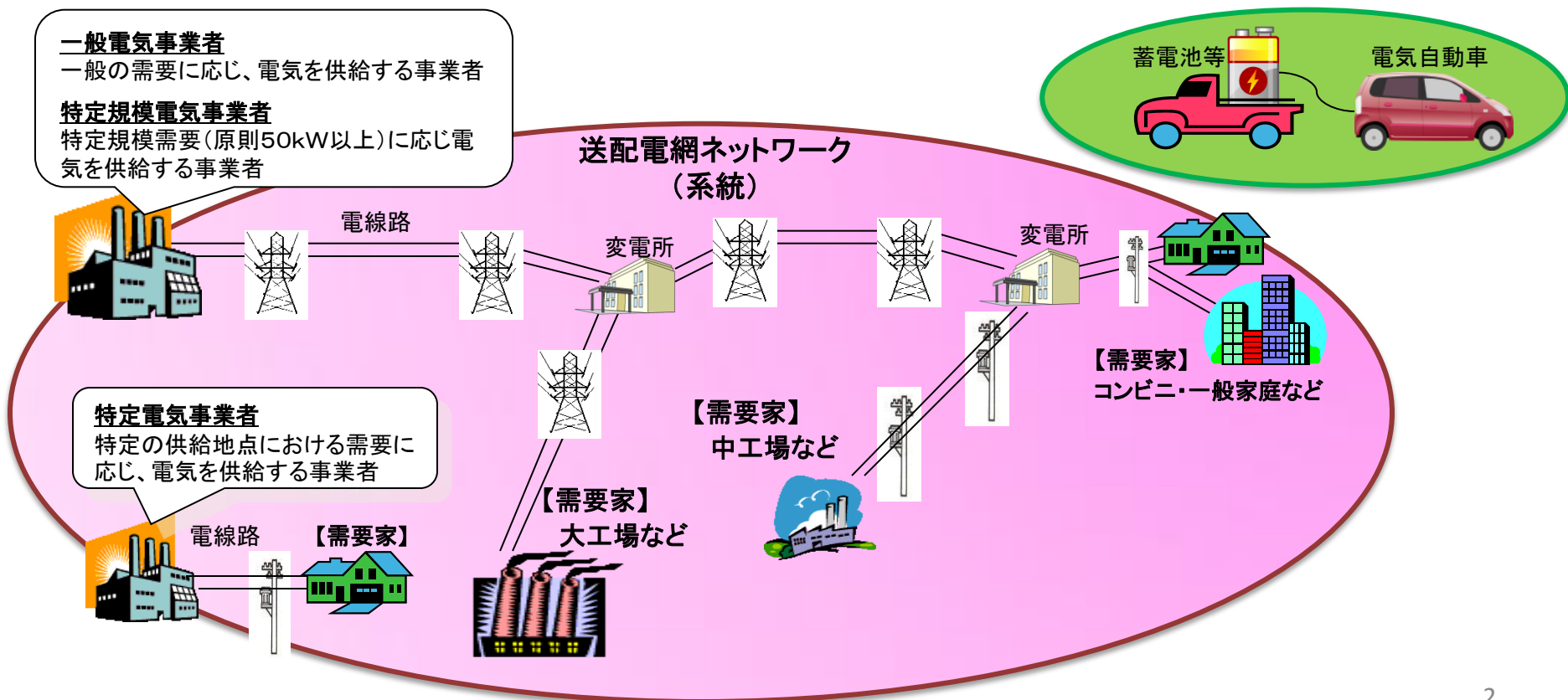
## 【一の需要場所(電気事業法施行規則第2条の2第2項関係)】

電気事業法施行規則第2条の2第2項における「一の需要場所」は、電気の事業開始地点以外の場所であって、次の各号のいずれかに該当するものとなっている。

- 一 一の建物内(集合住宅その他の複数の者が所有し、又は占有している一の建物内であって、一般電気事業者以外の者が設置する受電設備を介して電気の供給を受ける当該一の建物内の全部又は一部が存在する場合には、当該全部又は一部)
- 二 さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内
- 三 隣接する複数の前号に定める構内であって、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの
- 四 道路その他の公共の用に供せられる土地(前二号に掲げるものを除く。)において、一般電気事業者以外の者が設置する受電設備を介して電気の供給を受ける街路灯その他の施設が設置されている部分

# 移動式電源車による充電サービス事業について

- 電気自動車への充電に関しては、コンビニやガソリンスタンド等を活用した充電ステーションや家庭での充電に加えて、送配電網ネットワークから切り離された蓄電池や、いわゆる「移動式電源車」のように発電機や蓄電池等を搭載した車を用いて電気自動車等に充電する形態の開発が進められている。
- 電気事業法は、送配電網ネットワークを用いた電気の供給による独占や二重投資等の弊害を防止する観点から規制が行われており、ネットワーク外での電気の供給である移動式電源車等による充電サービスについては、現在の電気事業法における事業規制の対象外と判断される。



# 電気自動車専用急速充電器の同一敷地内複数契約を可能とする特別措置について

○一般電気事業者が電気を供給する際、供給約款に基づき、「1構内または1建物を1需要場所」とし、「1需要場所」について、1契約種別を適用して、1需要契約を締結し、1引込みにより供給」することが原則となっている。

※電気事業法においては、特定規模電気事業(新電力)の特定規模需要を規定する施行規則第2条の2に需要場所の定義規定あり。

○電気自動車向けの充電器の設置に当たっては、契約種別を低圧から高圧に変更する必要があるケースでは受電設備(キュービクル)を新設する負担が生じることや、別事業者が設置して電力会社と別途契約を締結することができないことから、「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)において、急速充電器を新たに設置する場合には、「同一敷地内において複数の電気需給契約が可能となるよう必要な見直しを行う」ことが示されている。

○これを踏まえ、平成24年3月23日に電気事業法施行規則が改正(経済産業省令第16号)され、また約款においても同様の措置を講ずるため、同年3月26日、電力10社から電気事業法第21条に基づく特例認可の申請を受け、同年3月28日認可を行い、電気自動車専用急速充電器に限り一定の要件を満たすことを前提に、同一敷地内複数契約を可能とした。

## 従来の取扱い



## 今回の特別措置

※一定の要件を満たすことが前提



※一定の要件: 保安上の支障がないこと、工事に関する費用は、需要家が負担すること等

急速充電器については、CHAdeMO協議会のHPにおいて一定の規格(当該協議会が提案する標準規格)を満たす製品の型式一覧が掲載されており、現時点においては当該機器は特別措置の対象となります(必要に応じて随時追加予定)。

<http://www.chademo.com/jp/pdf/qcncintei.pdf>